

秩父市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この補助金は、市内保育所等で新たに就労する保育士の奨学金返済に係る費用の一部を支援することで、市内における保育人材の確保を図り、もって保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。
- 2 この補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年秩父市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 保育所等 次に掲げる施設または事業所（国または地方公共団体が設置した施設または事業所を除く。）をいう。
- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
 - ウ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所（小規模保育事業C型を行う事業所を除く。）
 - エ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- (2) 常勤 次に掲げる者をいう。
- ア 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者
 - イ 上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの
- (3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第108条に規定する短期大学または同法第125条に規定する専修学校の専門課程をいう。
- (4) 奨学金 対象者が大学等の就学時又は在学期間中に学費に充てることを主な目的として、自己の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 日本学生支援機構奨学金
 - イ あしなが育英会奨学金
 - ウ 交通遺児育英会奨学金
 - エ その他これらに類する資金として、市長が奨学金に準ずると認めるもの
- (5) 勤務実績 常勤に限らず、保育士としての一切の勤務をいう。

(交付の対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 対象期間において市の住民基本台帳に引き続き記載されている者
- (2) 大学等の在学中に奨学金の貸与を受けて修学し、自ら返済している者
- (3) 令和5年4月1日以降に新たに市内の保育所等に常勤の保育士として雇用された者
- (4) 補助金の交付を受けようとする年度において、1年間継続して保育所等に勤務しようとする者
- (5) 保育士として雇用された日から起算して5年を経過する日までの間において、継続して市内の保育所等に就労する意思を有している者（市内で複数の保育所等に連続して勤務する場合も当該勤務は継続とみなす。）
- (6) 過去に保育士としての勤務実績がない者
- (7) 類似の奨学金返済支援の補助を受けていない者

(対象期間)

第4条 本事業の対象期間は、対象者が第3条に規定する要件を満たした日の属する月（当該日が月の初日でない場合は翌月）から5年間。ただし、同項の要件を満たさなくなった場合は、当該日が属する月（当該日が月の末日でない場合は前月）を終期とする。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象者が奨学金の返済に要する費用（元金、利息に限る。）とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、前条に規定する補助対象経費の実支出額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、年額18万円（月額上限1万5千円）を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秩父市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の資料を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、第2号および第3号の書類の添付は、初年度の申請に限る。

- (1) 雇用証明書（様式第2号）
- (2) 採用時の履歴書
- (3) 保育士証の写し
- (4) 奨学金貸与を証明できる書類（貸与機関が発行する奨学金貸与証明書など、補助申請期間の開始月に発行されたもの）

(5) その他市長が必要と認めた書類

2 第1項の申請は、年度ごとに行うものとする。

(変更交付申請)

第8条 申請者は前条に規定する申請の内容に変更があったときは、秩父市保育士奨学金返済支援事業費補助金変更交付申請書(様式第3号)に次の資料を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 返済計画を変更したことが分かる書類

(2) その他市長が必要と認めた書類

(交付の方法)

第9条 この補助金は、概算払とすることができるものとする。

(交付決定通知)

第10条 市長は、規則第5条第1項による補助金の交付決定を行うときは、秩父市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)又は秩父市保育士奨学金返済支援事業費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、規則第7条第2項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、秩父市保育士奨学金返済支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第6号)をもって申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(状況報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、秩父市保育士奨学金返済支援事業費補助金実績報告書(様式第7号)に次の資料を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 雇用証明書(様式第2号)

(2) 奨学金の貸与機関が発行する奨学金の返済証明書又は当該奨学金の返済の事実を証明する書類の写し

(3) その他市長が必要と認めた書類

2 交付決定者は、補助対象期間中に勤務先の保育所等が認める休業制度(産前産後休業、介護休業、育児休業等)により休職したときは、当該休職期間中に交付決定者本人が奨学金を返済したことを客観的に確認できる書類を添付しなければならない。(ただし、復

職をしなかった場合は、当該休職期間中は補助対象外とする。)

(交付確定通知)

第13条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、秩父市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 前条の規定により交付すべき補助金の額の確定を受けた者は、速やかに秩父市保育士奨学金返済支援事業費補助金請求書（様式第9号）に次の資料を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 振込先金融機関預金通帳の写し
- (2) その他市長が必要と認めた書類

(交付決定の取り消し)

第15条 規則第16条による補助金の交付決定に全部又は一部を取り消したときは、その旨を秩父市保育士奨学金返済支援事業費補助金取消通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。